

# 「建設業労働環境改善等助成金」 募 集 要 領

## 【問い合わせ先】

広島県土木建築局建設産業課 建設業グループ

住 所：〒730-8511 広島市中区基町10番52号

電 話：082-513-3822

F A X：082-223-3593

E - mail：dokensetsu@pref.hiroshima.lg.jp

令和8年5月

広島県土木建築局建設産業課

## 第1 趣旨

この要領は、建設業労働環境改善等助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める建設業労働環境改善等助成金（以下「助成金」という。）について、要綱第15条の規定に基づき、補助金の交付に関する必要な事項を定めるものです。

## 第2 助成金の申請者

助成金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、職場の魅力向上・従業員定着などにつながる労働環境改善等（以下「助成事業」という。）に取り組む者（以下「助成対象事業者」という。）で、次の全ての要件を満たすことが必要です。ただし、同居の親族のみを使用して建設事業を行っている事業主を除きます。

- (1) 建設業の許可を受けて建設業を営む中小企業事業主<sup>※1</sup>であって、県内に主たる営業所を有する者であること。  
※ 広島県知事許可を受けている者のほか、国土交通大臣許可を受けている者も含まれます。
- (2) 建設労働者<sup>※2</sup>を雇用して建設事業を行っていること。
- (3) ハローワーク又は広島県求人情報サイト等で、県内の営業所で雇用する建設労働者に係る求人を現に行っていること。
- (4) 県税の滞納がないこと。
- (5) 過去3年間に労働関係法令に違反する重大な事実がないこと。

※1 「中小企業事業主」とは、その資本金の額若しくは出資の総額が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主又はその常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を常態として超えない事業主をいいます。

※2 「建設労働者」とは、建設事業に従事する労働者をいい、経理、営業等に従事する労働者を含みません。

なお、申請者が、要件を満たしていないにもかかわらず、本助成金の交付決定を受けていたことが判明した場合は、その決定を取り消します。

また、本助成金の交付の決定を受けた後に、事情変更により要件を満たさなくなった場合は、その決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

## 第3 助成金の対象経費等

### 1 助成対象経費の区分（すべて消費税及び地方消費税を除く。）

#### (1) 労働環境改善経費

助成対象事業者が実施する建設労働者の労働環境の改善に資する次に掲げる施設若しくは設備<sup>※1</sup>又は備品<sup>※2</sup>の新設、増設若しくは改修又は購入に要する経費

区分	具体例
就業環境改善施設等	トイレ改修（洋式化、女性用新設、男女別へ改修等）、更衣室、シャワー室、休憩室 など
熱中症対策・防寒備品等	大型冷風機、暖房器具 ファン付き作業服、熱中症対策キット、防寒着 など
その他労働環境の改善に資すると知事が認めるもの	建設工事における安全性及び生産性の向上等に実質的に寄与するもの（施工管理ソフト、デジタル測量機器、工事写真専用タブレット端末等） など

※1 新築・増築（作業場の拡張）に係る施設等を除きます。

※2 付属品等を含み、総額10万円以上であるものに限り、なお、1件あたり10万円未満のもの（以下「消耗品」という。）を総額10万円以上購入する場合を含みます。

また、公共工事において積算に含まれるもの及び発注者と受注者の協議により発注者の負担で現場に設置されるものを除きます。

(2) 資格取得経費

助成対象事業者が建設労働者に取得させる建設関係資格の取得に要する経費

区分	具体例
資格取得経費	受講料、教材費、旅費※ など

※ 県外等遠方への旅費の場合、その場所以外では受講や資格取得ができない合理的な理由があるものに限ります。

(3) 現場見学会等開催経費

助成対象事業者が新規に入職しようとする者を対象に開催する現場見学会、講習会、体験学習及びインターンシップに要する経費

区分	具体例
現場見学会等開催経費	広報費、機械器具等借上料、教材費、傷害保険料、参加者旅費 など

(4) 建設事業の生産性向上に関する講習会経費

助成対象事業者が建設労働者に受講させる、生産性向上に関する講習会に要する経費

区分	具体例
講習会経費	受講料、自社開催時の講師謝金、教材費 など

## 2 助成率

1 / 2

## 3 交付額（上限額）

助成対象経費に助成率を乗じた額（上限50万円まで） ※千円未満の端数切り捨て

## 4 交付対象外の事業

次のいずれかに該当する事業は、助成金の交付対象外です。

(1) 当該年度の1月末日までに完了しない事業

※ 助成を受けるには、令和9年1月31日（日曜日）までに事業を完了する必要があります。

(2) 交付申請書の提出時において既に着手されている事業

※ 助成を受けるには、助成金の交付決定後に事業に着手する必要があります。

(3) 同一の年度において既に助成金の交付の決定を受けた者が行う事業

(4) 他の助成金等の交付を受けて行われる事業

## 第4 助成金の交付申請等

### 1 交付の流れ

(1) 広島県電子申請システムにより交付申請

↓

(2) 審査・交付決定通知（県）

↓

(3) 助成事業の実施・完了 ※交付決定の後に実施（着手）してください。

↓

(4) 広島県電子申請システムにより実績報告

↓

(5) 助成額の確定通知（県）

↓

(6) 助成金支払い（県）

## 2 書類提出方法

交付申請、実績報告ともに、広島県電子申請システムにて、必要書類を添付して提出してください。県からの交付決定及び額の確定も、広島県電子申請システム上で通知します。  
広島県電子申請システムの利用が難しい場合は、建設産業課までご相談ください。

## 3 申請受付期間

申請者は、令和8年5月25日（月曜日）から令和8年11月30日（月曜日）までの間に、次の「提出書類一覧（交付申請）」に掲げる書類を提出してください。

なお、申請は先着順とし、交付決定額が予算枠に達したときは、申請期間内でも受付を終了します。※必要書類がすべて提出された時点で申請を受け付けます。

### 【提出書類一覧（交付申請）】

- 建設業労働環境改善等助成金交付申請書（様式第1-1号）
- 添付書類（要綱で定める資料）

#### 【共通】

- ア 誓約書（様式第1-2号）
- イ 事業計画書（様式1-1号別紙1）及び所要額調書（様式1-1号別紙2）
- ウ 会社案内又は会社概要（資本金及び従業員規模がわかるもの）
- エ 実施予定事業に係る見積書の写し（広島県内に本社を置く複数の事業者から見積りを徴取すること。困難な場合は、その理由書を添付すること。） ※消耗品を購入する場合を除く。
- オ 県内の営業所で雇用する建設労働者に係る求人を行っていることがわかる書類（ハローワークの求人票又は広島県求人情報サイトの採用ページの写し等。交付決定後に求人活動を行う場合は、誓約書を添付すること。）

#### 【労働環境改善経費に係る申請のみ】

- カ 当該事業を実施する場所の位置図 ※移動式の場合を除く。
  - キ 事業実施前の状態が分かる写真 ※移動式の場合を除く。
  - ク 整備内容がわかる書類（施設・設備の構造・仕様等を示した図面・カタログ等）
- 確認資料（本募集要領で定める資料）

#### 【共通】

資格要件確認申立書（別紙1）

#### 【労働環境改善経費に係る申請のうち、消耗品を購入する場合のみ】

消耗品購入予定内訳書（別紙2）

## 4 助成決定

助成を受ける者（以下「助成事業者」という。）の選定については、提出された申請書類等により申請内容を審査の上、知事が助成の決定をします。

## 5 申請の取下げ

助成事業者が申請を取り下げる場合は、助成金の交付決定通知を受けた日から起算して30日以内に、取下届出書（様式第2号）を提出してください。

## 6 事業内容の変更

助成事業者が、交付決定を受けた事業の内容又は経費の配分の変更をしようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を提出して、知事の承認を受けてください。

ただし、次にあてはまらない軽微な変更については、変更承認申請書の提出は不要です。

- (1) 助成金の増額を伴う変更
- (2) 助成金の20%を超える減額を伴う変更
- (3) 整備する施設の種類又は規模の変更（減少又は縮小を除く。）を伴う変更

## 7 事業の中止及び廃止

助成事業者が、助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出してください。

## 8 実績報告書の提出

助成事業者は、県の交付決定後、助成事業が完了した日（領収日）から起算して30日を経過する日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日\*までに、次の「提出書類一覧（実績報告）」に掲げる書類を提出してください。

※ 土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日に当たる場合は、その直前の開庁日

### 【提出書類一覧（実績報告）】

○建設業労働環境改善等助成金実績報告書（様式第5号）

○添付書類

ア 事業実績報告書（様式第5号別紙1）及び所要額調書（様式第5号別紙2）

イ 実施内容がわかる書類（施設・備品の写真、資格者証の写し、現場見学会の写真等）

ウ 費用の内訳がわかる書類（請求内訳書等の写し）

エ 費用の支払いが確認できる書類（領収書等の写し）

オ （申請時に未提出の場合）県内の営業所で雇用する建設労働者に係る求人を行っていることがわかる書類

カ 口座振替依頼書（様式第6号）

※ 必ず預金通帳を確認し、口座名義・フリガナは預金通帳のとおり記載してください。

## 9 助成金の支払等

助成金は、実績報告書の内容を確認し、助成金の額を確定した上で、精算払により支払います。

## 第5 財産の管理等

### 1 財産の管理

助成事業者は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

また、助成事業者は、取得財産等について、様式第7号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければなりません。

知事は、助成事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を知事に納付させることがあります。

### 2 財産の処分の制限

取得財産等のうち、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）第22条第2号及び第3号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上（税抜）の機械、器具、備品及びその他の財産とします。

また、規則第22条ただし書の規定による期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めるとおりです。

助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された財産を処分しようとするときは、あらかじめ様式第8号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければなりません。

## 第6 その他

### 1 交付申請書等の作成について

申請書類の作成に際しては、本募集要領で定める様式を使用するものとし、文字色は黒とします。添付資料は、既存のものを活用することも可能とします。

また、提出された申請書類等の内容に関して、県より電話やメール等での問い合わせ、追加資料の提出を求める場合があります。なお、追加資料の提出を求めても、県が定める期日までに提出がない場合は、助成対象外とすることがあります。

### 2 交付申請書等の作成経費について

本助成事業の申請に当たって要した交付申請書等の作成経費は、助成事業者の選定の可否を問わず、一切支給しません。

### 3 提出された申請書類等の取扱いについて

実績報告書及び県の調査に対する報告の内容については、建設業の担い手確保の取組促進に向けて、県の広報活動（広報紙、ホームページ、SNS等）において活用する場合があります。

ただし、申請書類等の機密情報については、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づく開示請求があった場合を除き、本助成事業実施のためにのみ使用することとします。

### 4 注意事項

#### (1) 県の調査

県は必要に応じて助成金に係る調査（書面・立入等）を行うことがあります。この場合、助成事業者に対しても、調査への協力を義務付けるものとします。

#### (2) 経理文書等の保存

助成事業者は、本助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした帳簿及び支出証拠書類を整備し、本助成事業が完了した日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日まで、保存しなければなりません。

#### (3) 確定検査等への協力について

助成事業者は、実績報告書に基づき県が行う確定検査に応じなければなりません。

また、本助成事業終了後、助成事業の成果等を確認するため、県が行う調査に3年間協力していただきます。

なお、本検査等に御協力いただくことを前提に助成金を交付しますので、御協力をいただけない場合は、助成金の返還を求める場合があります。

#### (4) 助成金の返還等

虚偽申請・不正受給等が認められる場合は、助成金を返還していただくとともに、広島県の入札参加資格の指名除外の措置を行うことがあります。

また、会社名、不正等事案の内容等を公表します。

## 資格要件確認申立書

令和 年 月 日

広島県知事 様

営業所所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

建設業労働環境改善等助成金交付要綱第4条第2項第5号に関する下記1から9の事項について、該当の有無を次のとおり申し立てます。

番号	確認事項	該当の有無
1	申請日の前日を起算日とする過去3年以内において、重大な労働関係法令に違反し、当該違反を是正する意思がない。	有・無
2	申請日の前日を起算日とする過去3年以内において、当該事業主又はその属する事業所が労働基準法、最低賃金法等の労働基準関係法令違反で送検され公表されたことがある。	有・無
3	申請日の前日を起算日とする過去3年以内において、「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」（平成29年1月20日付け基発0120第1号）及び「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」（平成31年1月25日付け基発0125第1号）に基づき、当該事業主の企業名が公表されたことがある。	有・無
4	申請日の前日を起算日とする過去3年以内において、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の規定に違反し、これらの法律の規定により勧告を受け、又は公表されたことがある。	有・無
5	申請日の前日を起算日とする過去3年以内において、当該事業主又はその属する事業所が労働関係法令（上記1に掲げる重大な労働関係法令）の同一条項に複数回違反したことがある。	有・無
6	当該事業主又はその属する事業所のいずれかが職業安定法（昭和22年法律第141号）第5条の5第1項又は青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第11条に基づく求人不受理の対象である。	有・無

※ 「該当の有無」について、どちらかに○を付すこと。

(次ページへ続く)

番号	確認事項	該当の有無
7	<p>申請日の前日を起算日とする過去3年以内において、当該事業主又はその属する事業所が、次のアからエまでのいずれかの法令の規定に違反する重大な事実があり、かつ、当該法令に基づき当該事業主の企業名が公表されたことがある。</p> <p>ア 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）</p> <p>イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）</p> <p>ウ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和61年法律第43号）</p> <p>エ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）</p>	有・無
8	<p>直近の事業年度より前のいずれかの保険年度（労働保険徴収法（昭和44年法律第84号）第2条第4項に規定する保険年度）の労働保険料を納付していない。（申請日の翌日から起算して2か月以内に納付を行った事業主を除く。）</p>	有・無
9	<p>その他社会的影響の大きさ等を考慮し、上記1から8までに相当する重大な関係法令違反を行ったことがある。</p>	有・無

※ 「該当の有無」について、どちらかに○を付すこと。

